

記載要領等**事業用資産についての納税猶予の贈与税・相続税の破産等免除申請書****《使用目的》**

この申請書は、特例（受贈）事業用資産の全ての譲渡等の一定の事由が生じた場合において、納税の猶予に係る猶予中の贈与税・相続税について免除申請を行う場合に使用してください。

なお、免除申請を行う場合には、譲渡等の事由の生じた日から2か月以内（譲渡等の一定の事由の生じた日から2か月以内に特例事業受贈者・相続人等^(注2)が死亡した場合には、特例事業受贈者・相続人等の相続人（包括受遺者を含みます。）が特例事業受贈者・相続人等の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6か月以内）にこの申請書に係る書類を添付して提出する必要があります。

（注） 特例事業受贈者・相続人等が承継会社の設立に伴う特例（受贈）事業用資産の現物出資につき租税特別措置法第70条の6の8第6項又は第70条の6の10第6項の承認を受けている場合には、「現物出資に係る事業用資産についての納税猶予の贈与税・相続税の破産等免除申請書」を使用してください。

《記載要領等》

「1 この申請に係る事由の別」の①及び②に掲げる事由の内容及び各事由に該当した場合における添付書類は、次のとおりです。

1 「① 租税特別措置法（第70条の6の8第16項第1号又は第70条の6の10第17項第1号）に該当」する場合とは、次の場合をいいます。

(1) 特例事業受贈者・相続人等、租税特別措置法第70条の6の8第2項第4号ハに規定する特別の関係がある者（以下「特別関係者」といいます。）以外の一定の者のうち一人の者に対して特例（受贈）事業用資産の全ての譲渡等をした場合

（注） 上記「一定の者」とは、租税特別措置法施行令第40条の7の8第33項（第40条の7の10第29項において準用する場合を含みます。）に定める者をいいます。

(2) 民事再生法の規定による再生計画（租税特別措置法第70条の6の8第16項第1号に規定するものに限り、以下同じです。）の認可の決定があった場合（再生計画の認可の決定に準ずる一定の事実が生じた場合を含みます。）において、再生計画（債務の処理に関する計画として一定のものを含みます。）を遂行するために特例（受贈）事業用資産の全ての譲渡等をした場合

（注） 上記「一定の事実」とは、租税特別措置法施行令第40条の7の8第34項（同令第40条の7の10第30項において準用する場合を含みます。）に定める事実をいい、「一定のもの」とは、同令第40条の7の8第34項（同令第40条の7の10第30項において準用する場合を含みます。）に定める計画（以下「債務処理計画」といいます。）をいいます。

【(1)の場合に該当する場合の添付書類】

イ 譲渡等があったことを明らかにする書類

ロ 当該譲渡等を受けた者が租税特別措置法施行令第40条の7の8第33項各号に掲げる者に該当することを明らかにする書類

ハ 当該譲渡等を受けた者の氏名又は名称及び住所又は所在地が確認できる書類

ニ 特例（受贈）事業用資産の時価に相当する金額の明細（破産等免除・差額免除用）

【(2)の場合に該当する場合の添付書類】

イ 次に掲げる計画の区分に応じて、それぞれ次に定める書類

・「再生計画」…特例（受贈）事業用資産に係る再生計画の写し及び再生計画の認可の決定があったことを証する書類

・「債務処理計画」…特例（受贈）事業用資産に係る債務処理計画の写し及び債務処理計画が成立したことを証する書類

ロ 特例（受贈）事業用資産の時価に相当する金額の明細（破産等免除・差額免除用）

2 「② 租税特別措置法（第70条の6の8第16項第2号又は第70条の6の10第17項第2号）に該当」

＜事業用資産についての納税猶予の贈与税・相続税の破産等免除申請書 記載要領等＞

する場合とは、特例（受贈）事業用資産について破産手続開始の決定があった場合をいいます。

【添付書類】

- イ 破産手続開始の決定があったことを証する書類
- ロ その他参考となる書類

（注１） 「必要経費不算入対価等」とは、譲渡等があった日又は破産手続開始の決定があった日前５年以内において、特例事業受贈者・相続人等の特別関係者が特例事業受贈者・相続人等から支払を受けた対価又は給与の金額であって、所得税法第５６条又は第５７条の規定により、その事業に係る事業所得の金額の計算上必要経費に算入されるもの以外のものをいいます。

なお、必要経費不算入対価等の計算については、「必要経費不算入対価等の明細書」を使用し、当該明細書をこの申請書に添付して提出してください。

（注２） 「特例事業受贈者・相続人等」とは、

- １ 「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第７０条の６の８第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第２号に規定する「特例事業受贈者」をいいます。
- ２ 「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第７０条の６の１０第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第２号に規定する「特例事業相続人等」をいいます。